

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3142号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「令和2年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出書 令和3年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3142号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3142	令和4年3月18日	令和4年4月1日	令和4年4月28日	令和4年5月26日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3142	「令和2年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出書 令和3年度 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員口座振替申出書」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号</p> <p>・個人の住所及び旧姓を使用しているか否かが分かる部分</p> <p>（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため）</p> <p>旧条例第7条第2項第4号</p> <p>・振込先金融機関名、口座種類及び口座番号</p> <p>（公にすることにより、当該個人の財産権が侵害されるおそれがあるため）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3142	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《審査会の委員について》</p> <p>横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、開示決定等に対する審査請求についての諮問に応じて調査審議等する市長の附属機関である。その委員の任期は2年であり、身分は地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員である。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和2年度及び令和3年度分の審査会の委員の口座振替申出書である。</p> <p>審査請求人が開示するよう求めているのは個人の住所及び旧姓を使用しているか否かが分かる部分のみだと解されるため、当審査会では、その旧条例第7条第2項第2号該当性を判断する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号該当性について》</p> <p>ア 個人の住所の旧条例第7条第2項第2号該当性</p> <p>個人の住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、審査会答申第169号（以下「答申第169号」という。）では、町名又は自宅最寄りのバス停までは開示すべきとしている旨を主張する。</p> <p>しかし、答申第169号は、公立中学校の教職員に対する通勤手当支給要件具備の確認のために通勤経路を把握する必要がある、通勤行為は職務に当然に付随するという公的性質があることを踏まえて、通勤方法の別、区間、通勤経路の略図及び交通機関等の名称等を開示すべきと判断したものと解される。</p> <p>本件は、審査会の委員に通勤手当が支給されておらず、通勤経路を把握する必要もないことから、答申第169号とは事案を異にするので、その判断が先例として本件に妥当するわけではない。</p> <p>したがって、審査請求人の主張は採用することができない。</p> <p>イ 旧姓を使用しているか否かが分かる部分の旧条例第7条第2項第2号該当性</p> <p>当審査会において、本件審査請求文書を見分したところ、旧姓を使用しているか否かが分かる部分には審査会の各委員の氏が記載されている。</p> <p>これは戸籍上の氏であり、公にすることによって、既に公開されている審査会委員名簿等の他の情報と照合することにより、審査会の各委員が旧姓を使用しているか否かが判明する。</p> <p>そして、審査会の各委員が旧姓を使用しているか否かは、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。</p> <p>また、横浜市において、旧姓を使用しているか否かを公にしているという慣行はなく、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>なお、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）は、地方公務員法第4条第1項の職員、すなわち一般職の地方公務員を対象としている（同規程第1条）ため、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項）である審査会の委員には適用がない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号省略）

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

（第5号及び6号省略）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881